

○議長（土井裕美子君）それでは、一般質問を続けます。

順番2、13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君）おはようございます。

15番議員、ちょっと空気悪いで、これ。温め過ぎちゃうかな、かえって冷えているなどは思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。今回は1項目です。

本市の税外債権について。

私債権の遅延損害金徴収が4月から始まる予定であり、延滞金に関しては、既に一部債権で徴収が始まっている。

公平、平等の観点から、悪質な滞納者に対して相応の対応は市の責務である。反面、延滞金徴収に関しては、足並みがそろっていない点で懸念がある。

4月には上下水道の値上げや民法改正による新たな時効期間が設定される中、きちんと負担されている市民の皆さんに説明のつく債権整理をしなければ、本市の信頼は損なわれる。

そこで、以下の質問を行う。

1、令和元年度末での私債権のうち学校給食、水道料金、市営住宅家賃、公債権のうち保育料、児童扶養手当返還金、生活保護返還金（第63条・第78条）、下水道使用料の各滞納金額及び各件数は。

2、令和元年度末での私債権のうち学校給食、水道料金、市営住宅家賃、公債権のうち保育料、児童扶養手当返還金、生活保護返還金（第63条・第78条）、下水道使用料の各債権放棄金額及び各件数、債権放棄に至る経緯について。

3、各課の滞納整理業務に携わる人数は。

4、延滞金徴収に対する周知及び足並みがそろっていない点についての見解は。

5、一元管理について。

6、専門係の設置について。

以上、壇上からの質問を終わります。明快な答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さんの質問、税額債権に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）本市の税外債権についてお答えします。

まず、一点目の、令和元年度末の各滞納金額及び件数ですが、私債権のうち、学校給食費については、令和2年1月末現在で、滞納金額405万1,109円、件数は139件です。

水道料金については、令和元年12月末現在で、滞納金額1,739万741円、件数は1,077件です。

市営住宅家賃については、令和2年2月末現在で、滞納金額2,793万9,701円、件数は108件です。

また、公債権のうち、保育料・利用者負担額については、令和2年1月末現在で、滞納金額982万8,065円、件数は89件です。

児童扶養手当返還金については、同じく令和2年1月末現在で、滞納金額100万2,170円、件数は4件です。

生活保護第63条返還金については、令和2年1月末現在で、滞納金額232万2,742円、件数は15件、また、生活保護第78条徴収金については、同じく令和2年1月末現在で、滞納金額166万4,886円、件数は9件です。

下水道使用料については、令和元年12月末

現在で、滞納金額497万2,400円、件数は454件です。

次に、二点目の、各債権放棄金額及び各件数、また、債権放棄に至る経緯についてお答えします。

今年度、現時点で確定している債権放棄として、最初に、学校給食費については、債権放棄金額33万2,459円で、件数は7件です。債権放棄に至った経緯については、いずれも滞納繰越分に対し、年2回ボーナス時に催告書と納付書を送付し、適宜電話催告をしましたが、生活困窮であり、納付、分納誓約、児童手当の充当の同意などに至ることができず、時効期間が経過したことから債権放棄するに至っています。

水道料金については、債権放棄金額49万9,230円で、件数は18件です。債権放棄に至った経緯については、死亡や所在不明のほか、この18件のうち1件の10万8,936円については、福祉的な観点から積極的な回収ができず、時効期間が経過したことから債権放棄するに至っています。

市営住宅家賃については、債権放棄金額552万6,650円で、件数は3件です。債権放棄に至った経緯については、いずれも、繰り返し納付指導を行っても滞納が改善されることがなかったことから、住宅明け渡し及び支払い請求訴訟を行い、勝訴判決を得ましたが、住宅の明け渡し後も支払いはなく、動産執行も不能で終わっていることから、回収見込みが低いと思われるものであり、時効期間が経過したことから債権放棄するに至っています。

また、公債権については債権放棄の取り扱いはありませんが、今年度、現時点で、債権の消滅した額を申し上げますと、生活保護第63条返還金については19万円で、件数が3件、第78条徴収金については5万5,000円で、件数は1件です。消滅に至った経緯については、

生活保護廃止後も生活困窮状態であったり、転出先の自治体において生活保護受給中であったり、所在調査をするも行方不明であるといった理由により、いずれも時効期間が経過し消滅したものです。

下水道使用料は3万4,500円で、件数は5件です。消滅に至った経緯については、行方不明のほか、5件のうち4件、3万3,450円は福祉的な観点から徴収困難なケースや、定期的な催告はするものの納付にはつながらず、時効期間が経過し消滅したものです。

保育料・利用者負担額及び児童扶養手当返還金については、分納誓約手続き等により支払い途中のものやその他時効期間が経過するものがないため、今年度での消滅するものはありません。

次に、三点目の、各課の滞納整理業務に携わる人数についてお答えします。

これまで税外債権で未納があると、滞納整理業務に携わる部署で、業務全体から見たおおよその人数として、総務課が困難案件担当を含め0.2人、税務課が0.1人、福祉課が0.5人、保険年金課が0.5人、介護保険課が0.1人、いきいき健康課が0.1人、こども課が0.6人、建築住宅課が1.1人、橋本市訪問看護ステーションが0.1人、水道経営室が水道サービスセンターを含め2人、下水道課が0.1人、生活環境課が0.1人、教育総務課が0.1人、生涯学習課が0.1人、橋本市学校給食センターが0.8人です。

次に、四点目の、滞納金徴収に対する周知及び足並みがそろっていない点についての見解についてお答えします。

延滞金徴収に対する周知ですが、返還金など、年度当初から対象者が把握できている債権については、個別に通知を行っています。

また、それ以外の債権については、納入通知の機会などを利用しお知らせを行うなど、

周知の時期や方法には違いがありますが、今年度は各債権所管課において実施しています。

滞納金徴収の足並みですが、今年度、各債権での状況から、保育料・利用者負担額については徴収しており、児童用手当返還金については、履行延期の処分の手続きの関係から、分割した金額及び履行期限としており、現時点において1,000円を超える延滞金が生じていないため、延滞金徴収の対象とはなっていません。

生活保護第63条返還金、第78条徴収金については、生活保護受給者はケースワーカーが定期的に訪問し納付指導を行うため延滞金は発生していませんが、生活保護廃止後は、毎月の納付書送付、定期的な電話連絡により債権回収に努めているものの、生活困窮や行方不明などの理由により、基礎となる債権の徴収が十分にできていないことから徴収には至っていません。

また、下水道使用料は使用者、件数も多く、延滞金の算定を含むシステムでの管理や徴収体制が十分に整備されていなかったため、本格的な徴収には至っていません。

これらのことから、見解として、徴収体制は十分であったとは言いがたいため、今後、徴収について全庁的な重要課題として位置づけ、取り組んでいきます。

次に、五点目の一元管理についてお答えします。

現在、本市における債権回収につきましては、債権発生後、納入の通知から収納、消し込み事務をはじめ、債権回収としての督促、催告、また、強制徴収、強制執行、債権放棄といった一連の業務を、各債権所管課において実施する体制としています。

おただしの債権の一元管理につきましては、他の自治体の事例等では、各部署で所管している債権について、納期限後の滞納発生段階

において、債務者ごとに案件を特定の部署に集約し、債権回収事務を実施していくというのが一般的です。

実施についてはさまざまな形態がありますが、メリットとして共通しているのは、債務者の情報を集約することで債権額合計で債務者と折衝ができ、それぞれの部署で実施している財産調査、また、個別の催告等、回収業務についても専門部署である程度ノウハウを持ったレベルで実施することができ、結果的には事務の軽減につながり、また、債務者にとっても窓口が原則1箇所で済むことから、効率的な事務執行による歳出の削減につながり、長期的に考えれば、行財政改革としても期待できます。

一方、課題としては、専門部署の設置による人員確保、個人情報保護や税法との関係から、債務者に係る情報の管理体制の整備が必要となります。また、債権ごとに時効期間の違いなどの特性があり、それに対応するシステムの改修も必要となることから、一元管理を実施するためには全庁的な業務の見直しが必要となり、初期費用や機構改革が必要となることが想定されます。

この一元管理については、これまでも議員から、債権回収に係る問題提起とともにご提言いただいている分野ではありますが、一度実施の方向で進みますと、後戻りはできない分野であります。

市が抱える全ての債権について問題点等を洗い出し、また、並行して一元管理を採用している自治体から情報収集しながら仕組みの研究を行い、この一元管理の導入については、一定の期間を設け十分検証していきたいと考えます。

最後に、六点目の、専門係の設置についてお答えします。

税外債権における専門係、部署のあり方に

については、先ほどの一元管理とあわせて検証していきたくと考えています。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん、再質問ありますか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

まず言うておきたいのは、今回いろいろ、私債権、公債権についても科目を限定して質問しておりますけども、市全体をとったら3億円を軽く超える滞納が今もあるということです。

その中で、ほぼほぼなので99%ぐらいの方が受益者負担という観点できちんとお支払いいただいている。反面、約1%の方々の分を、考え方の違いはあるかもしれませんが、きちんと払ってくださっている方の分から賄っているという考え方もできます。

この質問、僕、多分、今回で7回目ぐらいになるんですけども、どうしてもゴールが見えにくい。そして、やってもやっても、滞納は絶対なくなるんですけれども、いかに悪質な滞納者を減らしていくかというのが市の責務ではないかというふうに考えております。

1回、画像をお願いします。

これ、4月から民法改正になるんです。そこで、市営住宅に関してなんですけれども、実は、4月1日から連帯保証人のやり方が変わるのと並行して、極度額というかな、今まで、3月末までやったら、連帯保証人にかかる費用というのはある意味無限にかかってしまうというところがあるんですけども、この4月1日民法改正に伴って、そこが極度額が設定されるということです。

あともう一枚、ついでに見てください。

こっちは総務省の資料なんですけれども、極度額を決めるということとあわせて、さま

ざまな情報を連帯保証人の方にも伝えていかなあかんというふうになっております。

そこで、お伺いします。

民法改正に伴う市営住宅の極度額についてと、その金額の算定根拠を教えてください。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）議員おたのだしのおりでございます。民法の改正で、個人の根保証は極度額を限度として責任を負うこと、また、極度額の定めのない保証契約は無効となるのが新たに規定されることに伴いまして、市営住宅で15万円、地域優良賃貸住宅で30万円を規則に定めさせていただいております。

その根拠につきましては、国土交通省におきまして具体的な極度額の設定に資するための資料というのがございまして、その中で、極度額に関する参考資料というのが公表されております。

国土交通省の家賃債務保証業者登録制度に登録している家賃債務保証業者に対して行った調査結果では、家賃債務保証業者が借り主にかわって貸し主に支払った家賃、修繕費、残置物撤去費等の総額から、借り主に求償して回収した金額を控除し、求償した一定期間が経過した残額を損害額とした場合、家賃4万円未満の物件の損害額の平均が17万7,000円と算出されていることから、この金額を参考といたしまして、市営住宅の極度額を15万円に設定しております。

それとまた、家賃4万円から8万円未満の物件の平均損害額は28万2,000円と算出されていることから、地域優良賃貸住宅の極度額を30万円に設定させていただいております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）ありがとうございます。

自治体によっては、すごい少ない極度額、

3万円とか4万円のところもあれば、24カ月分ぐらいのところもあるということだけ紹介しておきます。

続いて、連帯保証人への情報公開について、どのようなことを検討されていますか。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）主たる債務の履行状況に関する情報提供義務については以前より、補償契約において連帯保証人に対して情報を提供していなかったことからトラブルとなるケースが多く見受けられるために、民法改正において明確化を図ったものであると考えられております。

対応につきましては、現在、住宅家賃において滞納が発生した場合は、債務者に対し30日以内に督促状を発送しており、督促後に支払いのないものについては4カ月に1度、催告書を発送しております。

この催告書を発送するときに、あわせて滞納者の連帯保証人に対しても同様の通知を行っており、現状の債務の履行状況に関する状況を提供させていただいております。

民法改正後は、連帯保証人から請求のあった場合は情報を提供することが義務化されることから、請求があった際は遅滞なく対応できるよう、体制を整えてまいりたいと考えております。

なお、住宅明け渡し請求案件が発生した場合など、主たる債務者が期限の利益を有する場合においてその利益を喪失した際も、2カ月以内に連帯保証人に対して情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。

ほんま、今回の民法改正で連帯保証人からいろんなことを聞かれる可能性もあります。

もちろん、新規の契約なので今の段階ではまだないですけども、4月以降発生した場合にそういう体制をとっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、あと、これは以前から言わせてもろてる市営住宅の家賃補助という観点なんですけれども、恐らく市営住宅も今後いろんなところで縮小化して行って、最低限度、市として残していくのかなというふうに考えるんですけども、その際に、ほかの自治体なんかではもう既に家賃補助という形で民間の住宅に移ってもらっているということも聞いておるんですけども、そのあたりについてのお考えはいかがですか。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）ただ今のおただしですが、民間の賃貸住宅への家賃補助につきましては、以前から検討を重ねているところでありますが、令和2年1月末時点において、地域優良賃貸住宅の空き住戸が44戸、管理継続をする市営住宅の空き住戸が63戸あり、どちらも供給可能な空き住戸である状況となっております。

現在は、地域優良賃貸住宅及び管理継続が決定している市営住宅の供給可能な空き住戸については新規入居者募集を行っておりますが、それ以外にも、用途廃止を決定している市営住宅の入居者に対して、管理継続を決定している市営住宅へ住み替えをしていただくことを最重点に取り組んでいるところでございます。

このことから、今後、入居可能な空き住戸が少なくなってくるタイミングで、有利な国庫補助を見きわめながら、民間住宅への家賃補助についても検討を行っていく必要があると考えます。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君） よろしくお願いたし
ます。

現状あるということなので、今たちまちは
そうじゃないかもしれないんですけれども、
どこかでそういうときが来るので、そのとき
に対応できるようにだけはしておいてくださ
い。

続いて質問します。

先ほど、私債権、公債権の時効であったり
不納欠損であったり、いただいたんですけれ
ども、その中で、市内で多重債務者の人数も
しくは割合は把握されていますでしょうか。

○議長（土井裕美子君） 総務部長。

○総務部長（小原秀紀君） 部署を越しての債
務、多重債務者ですけれども、それにつつま
しては、市の個人情報保護条例の目的外利用、
それと地方公務員法の守秘義務等があります
ので、部署をまたいでの名寄せはしておりま
せんので、そこら辺の人数、割合については
把握しておりません。

○議長（土井裕美子君） 13番 田中さん。

○13番（田中博晃君） 橋本市はそういう考え
なんでしょうけれども、実は、よその自治体
が一元管理をやっていっている中では、市全
体の債務として考えるのか、その課の債務と
しての考えるのか。よそがやっているのが、
今の説明やったら違法になってしまうので。
でも、実際そういう訴訟はないです。

ということは、私はいけるというふうに考
えております。これはまた後ほど聞きます。

次にお伺いしたいのが、同じく不納欠損と
か公債権の時効なんですけれども、同一の方
が過去に何度もそういうことになっておるの
かどうか。

これは本部会議等で不納欠損と決められて
いると思うんですけれども、そのあたり、こ
れもし同じ方が2年も3年も続けてやったら、
明らかに地方自治法第242条の2に抵触して

くるんですけれども、そのあたりのチェック
体制はいかがですか。

○議長（土井裕美子君） 総務部長。

○総務部長（小原秀紀君） 同一人物がとい
うところですけれども、不納欠損につつま
しては、私債権、それと公債権の中でも非強
制の消滅時効以外の公債権について、債権
回収本部会議のほうで条例に適合している
かどうかを適宜しております。

公債権の時効につつましては、時効期間が
経過したものについては絶対的な時効とい
うようなことで消滅しています。こういう
ことで、本部会議のほうでは協議をいたし
ておりません。

そういうことで、同一人物が何度もとい
うようなことですけれども、それは所管課
では一定確認はしていることと思いきれ
ども、債権回収本部会議ではそういった確
認とか把握はしておりません。

それと第242条の2の関係につつまして
は、そういうことにならないように適切
な回収をしているというところでございま
す。

それで、本部会議のチェック体制につつま
しては、本部員のほうが債権所管課からヒ
アリングをするなりして、その放棄が適
切であるかについて調査しているわけなん
ですけれども、その債権所管課以外の職員
も入っておりますので、厳正に審査を行
っているものというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君） 13番 田中さん。

○13番（田中博晃君） 私がいろいろ調べ
た中には、これやっぱり同じ人じゃないか
なと思われる、これは不納欠損の部分なん
ですけれども、そのように感じられる部分
があります。ということは、これは抵触し
とるんじゃないかなというふうに感じて
います。

その結果、もし住民監査請求とかが入
ったら、負けたら市長に行ってしまうじ
ゃないで

すか、その返還というのは。でも、市長はそこまでチェックしていませんから、やはりこれは所管課においてきっちりとチェックをしていていただきたい。そうしないと、もし住民監査請求が入ったら、負けたら、えっ、橋本市、何やってんのかなりますよ、今のやり方。

そういう意味で、本部会議のチェック体制の甘さ、私は甘いというふうに考えておりますので、指摘させていただきます。

次に、債権回収対策室、もうなくなって約1年たつんですけれども、そこの検証についてなんですけれども、私もこれをずっとやってほしいということをお願いしておりました。

私自身が考えた今までの債権回収対策室を見てきたら、過去、橋本市の所管課ではあんまりチェックされていなかった時効や失踪、死亡等で、数字上、債権が残っていた、これは何十年も残つとるものもあったのかなというふうに考えておるんですけれども、そのあたりがきっちりと処理されたということ。

また、あと催告とか督促も所管課できっちりとされたという部分では、すごい効果という部分はあったかと思えます。

もちろん、回収がどれだけできたという数字的な効果以外の、まずスタートが切れたという部分で効果やと思っています。

反面、やはり市の思いが、当時の債権回収対策室、当時、任期つき職員でいらっしゃった方と相当乖離があったのかなと。市はこういうふうに行きたいけども、向こうはだめだということで、私も何度も何度もお話させていただいたんですけども、共通になることはなかったんです。

そのあたりから、債権回収対策室の検証という部分で、今、市はどのように考えられますか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）債権回収対策室の功績というところですけども、滞納案件といたしましては、債権回収対策室へ移管予告をすることで、間接的な効果ということで回収できた部分もあります。

それと、議員がおっしゃられたように、これまでも処理できていなかった回収見込みのない債権について放棄手続きができたこと、それと、債権管理マニュアルの整備でありますとか職員への研修ということで、そういう部分で一定の効果があつたように思っております。

それで、市の方向性が十分に示し切れなかったという部分ですけども、そこら辺については、遅延損害金については今年の4月から徴収しますし、延滞金についても条例改正等で昨年4月から減免措置というような形で、一定の方向性は示すことができたというふうに思っておりますけれども、先ほど任期つき職員の話も出ましたけれども、そういう中で、意見の食い違いといいますか、方向性の違いで十分な方向性が出せなかったという部分もあるかと思えますけれども、市といたしましては一定の成果があつたというふうな認識でございます。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）ほんまに、実は、今やつとる質問って、そのときにできておいて欲しかったよなという内容ばかりなんです。

もうこれは終わったことなのではないんですけれども、ここから先どう行っていくか、検証した結果、どのように進めていくかというのが橋本市にとって一番大事なことですし、それが市民説明になると思えますので、よろしく願いいたします。

次に、破産事件の交付要求についてですけども、最初にこれ、平成26年3月に一般質問したときに、当時、あれは総合政策部長や

ったのか企画部長、森川副市長やったんですけども、そのときに、破産事件こんなやけども、交付要求してないから取れへんかったのもあるん違うのかと質問したら、可能性はあったというふうに聞きました。

そこで、その後きっちりこの交付要求というのをやっているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）交付要求につきましては、各債権所管課におきまして、裁判所から破産手続き開始通知書等を確認いたしまして、該当する債権が存在する場合には、各部署から交付要求等の手続きを行っているところでございます。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）そこはほんまにきっちりやっていかんと、ほんまは取れたかもしれないというのをむだに落としてしまうことになりますので、これからもきっちりやっていってください。

次に、お伺いします。

税外諸収入の督促、滞納処分等に関する条例の減免措置なんですけれども、これは去年の3月かな、議会を通っています。それは遡及しないですよ。

というのは、ここをきっちりやつかんと、これからどうなる、ということは、遡及せえへんとなったら、今から4年さかのぼらんなん、きっちり取っていかんなんということになるんですけれども、そこがきっちり徹底されているのかなと。

私は、もうかなり前なんですけれども、そもそも公債権取るようになってるやんかというのも言うています。そうでもスタートしたのがやつかんと今年、1番が保育料、それ以外は今、各課において周知をやっていただいているところなんですけれども、そのあた

りについてはいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）平成31年4月以前の公債権に係る延滞金の発生につきましては、免除規定が該当しないため対象とはしておりません。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）そこはほんまに大事にしとかんとあかんとこなので、だから、ここから先も、別に減免できるというただけで、減免しろということではないですから、そのあたりはやっぱり、今後はどこがチェックするのか、担当課だけなのか、もしかしたら、いろんな課が混じって、また本部会議のようなどころがあるのかわかりませんけれども、きっちりやっていってください。

先ほど答弁はいただいておりますけれども、延滞金徴収、足並みがそろっていない原因、ここも問題です。市の条例上は取ることになっています。これたしか平成18年か何年かにできた条例やったかと記憶しておりますけれども、取ることになっています。

ということは、今、ある課は取っている、でも、ほかは今周知している、システムの問題もある等々の答えはいただきましたけれども、きょうからでも、私にしたら、えっ、今からでも取れるやんというふうに考えておるんです。

その足並みがそろっていない点をもうちょっと掘り下げてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）足並みがそろっていない点については、先ほども答弁させていただいたとおりですけれども、基本的に条例で規定しておりますので、取っていただく、あるいは減免するかというようなこととなりますので、そういう形で取り組んでいただく

ように、債権回収本部会議あるいは総務課のほうからも指導していきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）そこでやっぱり温度差が出らんようにしてほしいんです。滞納した人が一番悪いんですよ。そやけども、さまざま事情がある。もし私が滞納している側やったとしたら、延滞金取るところから払いましょうという気にやっぱりなると思うんです。

そうなった場合に、結果的に違う部署が落ちるかもしれへん。時効が来てしまうかもしれない。ここが足並みのそろっていない一番の問題です。

ですから、総務部から各課に言っていたのであれば、そこをきっちりやっているとかなと、必ず、取りっぱぐれという言葉がええのかどうかわかりませんが、そういうのが出てくる可能性が今の段階では私は高い、足並みがそろっていない一番の問題ではないかというふうに考えておりますので、そのあたりについてもきっちり指導のほうをよろしく願いいたします。

あと、履行延期とか分納誓約後の滞納も実際あるというふうに聞いています。最初の答弁で、児童扶養手当の返還金か、これは答弁からしたら、履行延期で、その金額には、あたる金額にはなれへんというふうな答弁やったかと思うんやけども、実際、いろいろな自治体を見ても、履行延期したり分納誓約したりした後に1回でも滞納したら、これは一括請求しますよというふうになっているところが結構あります。

でも、橋本市はそこまでできてないんちゃうかなと。そうした指導も必要なんじゃないんですか。いかがですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）履行延期の特約、

あるいは分納誓約ということなんですけど、それにつきましては、債権管理マニュアルに基づいて各課で実施しております。

滞納につきましては特にマニュアル等で規定がありませんで、各課で対応しているというふうな状況です。

履行延期、それと分納誓約後の滞納につきましては、本来ですと、期限の利益創出にあたりまして、一括での償還回収というようなことになります。それについて契約等で、一部はしているかと思うんですけども、全体的に統一したやり方というのが示されておられませんので、今後、それについては検討していきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）いや、検討じゃなくて、やらなあかんですよ、これは。検討なんかやったりする場合とちゃうんです。ここはきっちりとルールをつくっておかないと、次々抜け道できる。今みたいに履行延期やってるのに、履行延期やるということは、滞納者と市がある一定のところまで折り合いをつけて、これやったら返していきましょう、例えば5年間でこの額を返しましょうという、契約にはならないですけども、そういう約束事です。それを相手がほごにするのであれば、きっちりとしたルールづくりが必要です。

そこを今から検証では、取り違えていたら申しわけないんですけども、その検証というのは、もう今後はきっちりとルール作りするための検証で、近いうちにやるよというふうにとらせていただいていたいいですか。いかがですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）やる方向では進めたいと思っていますけど、いつできるかについては、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）もうやっぱり、ここをきっちりやっていかんと、ほんまに、最初にも言うたとおり、ほとんどの方がきっちりと受益者負担という部分で市に納めてくれているんです、その料金を。でも、一部の方、その中には事情がいっぱいある。特にやっぱり悪質な滞納者のことを考えていったら、平等・公平の観点から取っていかなあかんやんかということなんです。よろしく願いいたします。

次に、もう一個気になっとるのが、不納欠損、特に。公債権の時効もあるんですけども、不納欠損について、各課で温度差があるんちゃうんかなと。

一番言いたいのは、今やったら2年。2年がたったから不納欠損になるわけじゃないんですよね。基本的に相手の援用があって初めて時効処理ができる。そやけども、そうでもないところも見られる。その考え方、やっぱり最終的に本部会議で不納欠損にする、それは理解もできます。

例えば少額やって、いつまでも取りに行っても、かえって経費がかかる。それやったら大きいところを取りに行こう。そこは理解できるんですけども、そやけど、そこに至るまでは原課できっちりと徴収をしていかないとあかんやんというのが私の考えです。

機械的に不納欠損にしているように見えるところもあるんですけども、その辺の統一見解はどうでしょうか。温度差はないでしょうか。いかがですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）課によりまして、債権の種別でありますとか数、それと時効期間等いろいろ異なっておりますので、それぞれ債権所管課で考えの違が出てしまうというようなことはあります。

基本的に私債権につきましては、先ほどもお話にありましたけども、時効の援用が必要でありますので、それをなくして放棄することですので、担当課で十分な収納の努力をした中で、どうしても収納できないという部分について、債権回収本部会議のほうで放棄を進めていくような形になりますので、その原則で今後も進めたいというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）だから、担当課においてどこまでのことをやってきたのかというのが、本部会議で上がっているのかというのも問題だと思うんです。はがき出しました、電話しました、それだけでええのかなと。

最初にも言うたとおり、私が調べていく中で、やっぱり同じ方が何回か起こっているというのものもある。これは明らかに地方自治法に抵触する。

担当課は市長の足を引っ張らんようにしてほしい。何かあったら市長が責任とらんなん。そこへ至るまではきっちりとした処理をしていく。これが市民のためでもある。

これだって本質やもん、橋本市というかどこでもそう、自治体の本質ですやんか。そこが緩い、甘いというふうに私は思っています。

もちろん、最初にも総務部長から個人情報のお話をされたので、どこまで出せるかというのは、今の段階では橋本市としては出せないという見解やから、そこを否定するつもりはありませんけれども、不納欠損に至った経緯、ここが大切やと思うんです。

ですから、本部会議のほうでもきっちりと、件数は多いかもしれないんですけども、そのあたりきっちりとチェックをやっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）債権回収本部会議

に上がる前に、今ですと総務課のほうで所管課と協議して、やっぱり回収努力が足りないものについては返すというようなこともありますので、そこら辺について、本部会議に上がってくるものについてはどうしても仕方がない案件ということで認識しております。

そういう中で、本部会議においては厳正に、そこら辺の放棄については審査していきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）そこに各課の温度差が出ないようにしてほしいんです。ということは、チェック体制がもう既に必要なんです。室があった、取れたの取れなかったの、でも少なくとも職員の皆さんはある程度の方向性が見えたと思うんです。やはり滞納はあかんなど。特に悪質な滞納者については、きっちり取っていくべきやという考えができたと思います。

過去は確かに督促すらしなかった。だから、取りに行けない。それはもう終わった話です。今はきっちりやってくれているはずなので、今度はその温度差が出ないようにやってほしい。

最初、個別なのであまり聞かないですけども、給食費についても、今回7件かな、不納欠損があるということやったんやけども、それってほんまにチェックできたんかなというのを、私は疑問に持っているところもあります。

ほんまにこの7件が生活困窮のやったら、全部、要保護とかになったのかということも聞きたいんです。でも、恐らくそこ細かいとこまできっちりチェックしていけてないのかなというふうに。

もうチェックされているんですか。それ全部、要保護とかになったと答弁できますか。いけますか。だったら、答えていただけたら

ありがたいです。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）今回、学校給食費におけます債権放棄、当初の答弁の中で7件ということでご報告させていただいてあるんですけども、こちらの方につきましては、今回、総務課のほうに移管予告等々を行わなかった、経済的に厳しい家庭において、いろいろ電話催告等々をやった中で、分納誓約等も難しいということの中で判断をさせていただいてございます。

○議長（土井裕美子君）だから、要保護とかそういうなのになっているんですかという、そういう質問ですよ。それが答えられるかどうか。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）その点については、きちっと精査の上、教育委員会として判断をして、対策本部会議にかけて、その中での協議の中で決定をいただいております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）今回7件と上がったんやけども、じゃ、生活困窮なんやったら、そこから先の措置を受けられたのかどうか。例えば給食費なんやったら、要保護、準要保護、場合によっては生活保護というのがあるかと思うんですけども、そこまで至ったんですかという質問です。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）この7件のうち、件数まではお答えできないんですけども、生活困窮という判断の中では、準要保護というようなことで今認定を受けているというのが前提条件という形で債権放棄をしております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）やっぱりそこまできっちりやっとかんと、こういう理由で落としたんやから、そこから先って絶対必要やし、本

当に困っている方々なのであれば、きっちりと市が守っていくというのも必要なもので、よろしくお願いいたします。

個人情報保護と情報共有の考え方なんですけれども、部長のほうから、橋本市は個人情報保護法で共有化できやんのやというふうなことはずっと言われておるんですけれども、実際、よその市はできているのに、そこちょっと疑問なんですよね。

私、この点で前も、当時、債権回収室があったときに、当時いらっしゃった任期つき職員と大分話しましたんです。私の考えとその方の考えは1mmも合いませんでした。

ただ、今の、終わった後、橋本市として1年たった後、どんな検証をされているのか。その辺もやっぱり、当時、室があったときと同じなのか。いかがですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）情報共有、名寄せにつきましては、先ほどから答弁しておりますように、本市の個人情報保護条例でありますとかそういうところで、本市においては名寄せは難しいということで、現在もそういう状況です。

ただ、ご質問ありますように、今後、一元化を検討する中では、そういった部分についてどういう形であればクリアできるかについては、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）難しいって、実際、上下水道やってるやんという話、こんなん言うてええのか、あかんのか。

でも、実際、結果的に、システムの都合上、既に債権と公債権は一元管理されていますもんね、今。だから、その中身を使ったらもちろん問題があるというのは理解していますけれども、実際、橋本市の中でやってるやんか

というのがあるので、やはり、それをどうなのかと私は気になっています。ここ答弁を求めても、ちょっと難しいところもあるのでやめときますけれども。

一元管理の部分なんですけれども、やはり、市の中で多重債務があった場合、例えば、どこに引越したかとわかっとなら、その町市に対して調査を行いますよね。今みたいにばらばらでやっとなら、各課ごとに調査依頼する。ほな1回当たり七、八百円かかると思うんです、こういうのって。

例えば、支払い督促とかを考えても、みんなばらばらでするのかなと。もう支払い督促自体はそんな金額的にはかからないんですけれども、ばらばらでするよりも一元管理して1回でやったほうが絶対いいですよ。

今みたいに、私が今、一番の問題やと思っているのが、取ったもの勝ち、各課で取ったもの勝ちで、こっち取ったらこっち時効で落ちるといって形になってしまっているんです。そこが一番の問題だと思っています。

さらに、一元化できたら財産調査をしたらええやん。支払い督促やって債務名義となら、財産調査できますやん。ほいたら、ほんまに困っている、これは福祉案件ですよという内容が出てくるかもしれないんです。

今、支払い督促もほとんどやっていない。各課が取りに行って、きょうはうちもらったから、じゃ、うちもろとこう。でも、もしかしたら今月中にこっちの課は落ちる債権もあるかもしれない。そこが私、問題やと思うんです。

そうなることが、地方自治法第242条の2に抵触する可能性があるということを思っておるんですけれども、一番の簡単な、簡単なと言うたらおかしいけども、債権回収条例に、滞納があったら一元管理しますよと一文入れたら一番ええのかなというふうに考えておる

んですけれども、そのあたりの考え方はいかがですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）解釈としては、債権の情報共有の規定があれば可能ではあると思いますけれども、そこに書き込むまでに、やはりいろいろな内部の調整でありますとか、専門者の意見等も聞きながら進める必要があるというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）もちろん、内部の調整は必要です。しかしながら、ずっと言うところとおり、他市もやっています。どんどん進めている市もあります。ということは、できるやんというのが私の見解です。

これはもう以前からずっと、ここだけは譲っていません。できるんです。だって、できていなかったら、今、訴訟がいっぱい起こってますやん。個人から各自自治体が訴えられますやん。それないんやもん。

ということは、方向性としては考えていける。要は、内部の調整さえできたら、やっていけるというふうに考えます。

だから、何せもう、各課で取ったもの勝ちになっている現状をきっちりとしていかんと、市民、ちゃんと払ってくれている方々には示しが見つからない。悪質な滞納者を少しでも減らす、現年度の徴収率を少しでも上げる、これが今一番必要なところなんです。

一番最初、部長の答弁で、こういうメリット、こういうデメリットがあるよというようなお話もあったんですけれども、私はさほどデメリットに感じなかったんです、聞いていたら。いや、できそうやんというふうに考えております。

専門係の設置なんですけれども、一元化と同じような形で検討・検証をしていくというほうやったんですけれども、まずもって、人

員の問題については、最初、答弁いただいたとおり、各課でやっぱりそれなりの、0.何人、もちろんいろんな業務をやってくさっていると思うので、そこだけを取り上げるわけにはいきませんが、人員の問題についても、もしかしたらクリアできるのかなと。

もっと言えば、再任用の職員、これも今までも私ずっと言っていますけれども、そういった方々、蓄積されたノウハウがあれば取りに行けるやんかと、そういうふうに考えておるんです。それをすることで、適切な処理、要は住民監査請求がされないような処理もやっていける。そやからこそ、専門部署が必要だと考えております。

もちろん、反面、専門部署ができれば、いやいや、こんだけだったら向こうへ送れるさかいにと言うて手を抜く課が出てくる、こういう可能性は否定はできません。でも、そこはきっちり担当部長なりが指示していくものであって、そんな手抜きなんか絶対許されるものではないんですけれども。

そういった観点から、答弁では検証していくということやったんですけれども、専門係の設置についても改めて考えていかなければならない時期なのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）専門係の設置につきましては、先ほど冒頭でご答弁させていただいたとおりでございます。

ただ、例えば、今、債権整理をやっている職員が、0.2人が5人集まって1人の職員を生み出すこともできませんので、やはり職員の数には限りがございます。

それと、再任用につきましても、現状は新たにプラスで配置するのではなく、現状の職員との入れ替えで行っておりますので、職員的にも余裕がないというふうなことで、そう

いう中でも、やはり今後、係等の設置については重要な事項であると考えておりますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）その今後のいつかというところなんです。ほんまにここが大事なんですよ。

前も言うとなやけど、例えば給食センターで今取ってますやん。これは組織の問題やから、私個人の思いなんですけれども、やっぱり給食センターは、まず、安心・安全な給食を学校に納める、これが一番です。

浄水場については、安心な水を届ける、一番です。そこで回収するかというたら、私は違うと思うとるんです。

でも、今は現状そうになっているから、そこをどうこう言うつもりはない。浄水場は水道経営室やからそっち、またそこから委託していますけれども、そこをどうこうじゃなくて、この検討を、ある程度期限を置いてやっていかんことには、またもとへ戻ってしまうんちゃうのかなと。

3年前、4年前、また気づいたらいつの間にかこれだけ滞納たまってるよ、督促もちゃんとやってないわ、これ連帯保証人に仮に送って訴訟の提起したところで負けるわというのが過去ありましたやんか。

そうならんようにするためには、ある程度の時期を決めて方向性を見出していかんと、また同じことになる。同じような滞納が起って、あのときも、水道の値上げのときも、ある会場で市民の方から、水道の滞納何ぼあるんよというような質問も飛んでいたとおり、やはり値上げ等がついて回るのであれば、並行して悪質な滞納者のところは取っていかなければならないというふうに考えております。

ですから、検証・検討を進めていただくと、ありがたいんですけども、ある程

度の方向性を決めていって、その結果、やれる、やれないという答えを出さなあかんというふうに考えておるんですけども、そのあたりいかがですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）今まで債権回収対策室があった時分にいろいろ検討した中で、室を解散して今の総務課の所管という形でしておりますので、すぐに専門係というふうなことは難しいと思いますけれども、今後、内部で十分検討して、そこら辺について必要性があるのであれば設置する方向でというようなこともありますので、十分内部で検討していきたいというふうに思います。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）ぜひよろしくお願いたします。

やっぱり、今、債権を持っている所管課の方々もきっちり総務課と話をやってほしいです。本当にどこが困っているのか。給食やったらここが困っている、水道やったらここが困っているとかあると思うんです。その意見、こっちの持っている情報をきっちり伝えないと、検証もできれへん。

ほんまに担当課が困っているのであれば、恐らく、できるかどうかは別として、それなりの対応を考えていってもらえるのかなというふうには私は、今の答弁でもそのように感じたんやけど、要は、所管課が伝えられへんかったら絶対できませんやん、こんなんで。

そのためには所管課も今以上に動かんなんところが出てくるかと思いますが、それでも、きついねんというのを伝えていただかないと市民のためにはならない。ましてや、また以前のように、気づけばこれだけたまっていたということになってしまいますので、これは各担当、部長ら皆さんいらっしゃるので、そこをお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さんの一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）